

三原市立宮浦中学校 生徒指導規程

令和4年度、生徒会による協議・連携等を通して、生徒指導規程「身なり規程」の改訂を進めています。今年度内に、改訂したものをHPに掲載いたします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものです。規律正しい学校生活を送り、より良い校風を樹立するため、生徒が自主的・自律的に行動し、安心して安全な学校生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

第2章 学校内での生活

(身なり・服装)

第2条 衛生的で中学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送れるように心がけること。詳細は、別途「身なり規程」で定めます。

- (1) 「身なり規程」に基づき、定期的に、服装（身なり）検査を実施します。
- (2) 違反がある場合は、保護者に連絡し、直すよう指導します。
頭髪等、直すのに一定期間を要するものは、期日を定め直させます。
- (3) 違反に対しては、その事実と指導の経過を家庭に連絡します。
- (4) 指導に応じない場合や期日までに正せない場合には、保護者を召喚し指導します。
直すまで特別な指導（別室指導等）を行います。

(持ち物)

第3条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しないこと。

- (1) 不要物を持ってきた場合には、学校で預かり、保護者へ連絡の後、保護者に返却します。

※スマートフォン等の校内持ち込みは厳禁。校内に持ち込んだ場合は、学校で預かり、保護者に来校していただき、指導した後に保護者に返却する。また解約をお願いすることもある。なお、ネットいじめ等の事案に対しては、警察と連携をとる場合がある。

(登下校)

第4条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して、定められた時刻を守って登下校すること。

(登校時刻)

第5条 登校時刻として、8時15分までに正門を通過し、8時20分には教室の自席に座っていること。

この時刻以降を、「学校遅刻」とします。

- (1) 遅刻3回で家庭連絡、それを3回繰り返したら、保護者を召喚し指導します。

(下校時刻)

第6条 下校時刻は、次の4期に分け完全下校時刻を定める。

- | | |
|--------------------|---------|
| ・入学式翌日から市内秋季総体当日まで | 午後6時 |
| ・市内秋季総体翌日から文化祭当日まで | 午後5時15分 |
| ・文化祭翌日から新入生説明会前日まで | 午後5時 |
| ・新入生説明会当日から入学式当日まで | 午後5時30分 |

(1) 部活動で遅刻したときは、部活動に関する規定(第9条)を準用します。

(2) その他の理由で遅刻した時は、事情を聴取し必要な指導を行います。

また、場合によっては、保護者を召喚し、指導します。

(自転車通学)

第7条 自転車通学生は、学校から直線距離で2km以上遠に住居のある保護者・生徒からの申請と誓約書の提出によって自転車使用の可否を判断します。自転車通学規定および誓約書の様式は別途定めます。

(1) 許可された生徒は、自転車通学規定と前述の第4, 5, 6条を守り通学すること。

(2) 自転車通学規定の違反(ノーヘルや二人乗り等)が判明した時は、事前の誓約書に基づいて指導します。

(3) 徒歩通学生が、無断で自転車通学をした場合は、保護者を召喚し指導します。

(登校後の外出について)

第8条 登校後の外出について

(1) 許可なく学校の外に出た場合には家庭連絡します。状況により警察に保護願いを出します。

(2) 無断で学校外に出ることが、3回以上あった場合は、保護者を召喚し指導します。

(部活動について)

第9条 部活動について

(1) 部活動には、制服、体操服、部活動で定められた服装で参加し活動すること。

(2) 部活動に関する諸規定が守れなかった場合は、部活動への参加を停止し、指導を行います。

第3章 学校外での生活

(安全に関すること)

第10条 交通法規や、その他の社会生活に関する法を守り、安全な生活を送るようにすること。

(長期休業中)

第11条 長期休業中は、事前に配布する「生活の心得」を守り、有意義なものにすること。

第12条 アルバイトは、原則認めません。ただし、特別な事情がある場合は、保護者からの申請を受けて判断します。

第4章 特別な指導

(問題行動について)

第13条 校内・校外での、次のような行為を「問題行動」とし、次のような手順で、特別な指導を行います。

- (1) 保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。
- (2) 必要によって、関係機関（警察や子ども家庭センター等）と連携します。
- (3) 問題行動を行った生徒には、じっくり反省をさせ、再発防止のために一定期間、特別な指導を行います。「特別な指導」とは、学級集団としての平常の授業場所（教室）から離れ、別室にて、行為を振り返り、再発防止と今後より良い学校生活を送ることができるようになることを目的に行います。この特別な指導の期間は、部活動に参加できません。指導の目的を達成したと校長が判断したとき、特別な指導を終了いたします。

〈 校内での「問題行動」 〉

- ① 対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊、窃盗等
- ② 暴言、授業妨害、授業エスケープ等

〈 校外での「問題行動」 〉

- ① 飲酒、喫煙、万引き（窃盗）、夜間徘徊、家出、暴力行為、器物損壊、不純異性交遊等

〈 その他、問題行動に類するものとして、指導対象となる場合 〉

- ① 身なり検査の結果に対する改善指導に従わない時、特別な指導の対象となります。（第2条4項）
- ② この生徒指導規程に違反し、指導を受けたとき、それに従わない時も、特別な指導の対象となります。

(4) 「反社会的」行動に対しては、警察と連携し、その対処や指導を行います。

第5章 その他

(保護者対応に関して)

第14条 保護者の教職員への暴力行為、威圧行為については関係機関（警察等）と連携します。